

大阪府知事
橋下徹殿

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会
会長 秋池武



大阪府公文書館の機能拡充に関する質問書

私たち全国歴史資料保存利用機関連絡協議会は、自治体の公文書館等をはじめ、全国の資料保存利用機関及び関係者等からなる日本有数の専門実務者団体として、公文書館設置の支援、既設館の運営支援、専門的ノウハウの蓄積等を主要な柱として活動しています。

今回、大阪府が、平成21年12月17日に臨時開催された大阪府公文書館運営懇談会の場で府公文書館の組織再編と移転の方針を明らかにされ、さらに、同月29日の新聞各紙が大阪府国際児童文学館を公文書館の書庫に転用する方針と報じたことを、私たちは多大な関心をもって受けとめています。

昨年、「公文書等の管理に関する法律」(平成21年法律第76号)が公布されたのを受けて、現在、各自治体においては、どのような対応を行うべきか模索が始まっています。こうした中で行われている大阪府公文書館の再編、改革は、全国の自治体の公文書管理施策に与える影響において極めて大きいものがあると認識しています。

私たちは専門実務者団体として、府公文書館の新しい方向と検討経緯を見守りつつ、共に考え、全国的な公文書館機能の拡充に貢献していきたいと考えています。そのため、以下の事項について橋下知事におたずねします。

1 WTC ((仮称) 咲洲庁舎) への府庁各部署移転に際しての処置について

来年度に予定されているWTC ((仮称) 咲洲庁舎) への府庁各部署の移転に際し、これまで各課が抱えていた大量の公文書が適切に選別されず廃棄される恐れがあります。この際、府公文書館がその機能を大いに発揮し、廃棄対象文書を一時的に集中保管するなどして真に必要な文書を選別し、府民及び府職員が活用できるよう整備することは喫緊の課題と考えますが、この点についての計画をお示しください。

2 公文書等の適正な管理と情報公開の関係について

公文書については、現用、非現用の段階を通じた統一的なルールに基づき、各段階に応じた適切な方法での管理と公開が求められています。今回の移転に際し、府では公文書館と府政情報センターとの一体的運営を計画されていますが、その際の公文書等の資料管理の方法や住民等への公開方法などについて、基本的な考え方や具体的な実施方法などの計画をお示しください。

3 公文書館の機能の強化について

公文書が現用でなくなった後も、その時々における府の施策を将来の世代が検証して自らの施策に生かすため、公文書館は重要な役割を持っています。保存期間満了後の公文書を網羅的に把握し、適正に公開するという公文書館の機能が、今回の再編によりどのように充実されるのか、現状の認識と、再編プランの全体像があればお示しください。

4 地方自治の観点について

「公文書等の管理に関する法律」は、国の現用公文書の適切な管理と国立公文書館等で保存する公文書等について規定したものですが、その第34条において地方公共団体の努力義務が規定されています。地方自治の本旨からして、それぞれの地方公共団体の実態に見合った努力をすべきものと思われますが、橋下知事としては、大阪府についてどのような方策を検討されていますか。たとえば、公文書管理法に相当する府条例の制定を考えていらっしゃいますか。

御多用中恐れ入りますが、上記の質問に対し、平成22年3月中旬までに御回答くださるようお願い申し上げます。私たちは、大阪府の公文書館機能のより一層の充実のため、できれば専門実務者団体として具体的な提案や支援をしたいと考えています。また、大阪府の試みを分析し、全国の公文書館機能の充実に生かしたいと願っています。いただいた回答はその目的のために活用させていただきたいと思いますので、橋下知事におかれましても、ぜひ全国的な視点からの御協力をお願い申し上げます。